

# 営業契約書

千葉県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の所有する九十九里有料道路一宮休憩所（以下「休憩所」という。）における営業に関し、次のとおり契約を締結する。

## （総則）

第1条 乙は、甲の休憩所が公共性を有するものであることを十分認識し、道路の利用者の利便を図るとともに、安全で快適な通行を目的とする有料道路施設であることを十分理解し、この契約の定めに基づき甲の指示並びに関係法令に従って、適正な営業をおこなうものとする。

なお、本契約書で示す営業施設とは、売店施設の1階及び2階部分を指すものとする。

## （施設区分等）

第2条 乙は、甲の許可を得て営業施設に自己の負担により食堂、売店等を経営するに足る施設、厨房機器、什器備品等（別紙のとおり）を設置して営業する。

ただし、既存の厨房機器、什器備品等を使用する事も可能であり、その場合その施設は甲から乙へ無償貸与とする。

また、乙は、営業施設以外の築山・芝生・インターロッキングなどの部分についても、甲との協議により使用することも可能とする。

なお、営業施設は、業務を行うためのみに使用し、事由のいかんを問わずその他の目的に使用してはならない。

## （営業の範囲）

第3条 乙は、営業施設において飲食物（酒類を除く）及び菓子・果物・土産品等の物品を販売することができる。

## （契約期間）

第4条 本営業施設の賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、上記に定める契約期間の満了する3か月前までに乙から契約継続の意向の申し出があった場合、双方協議により、更に3年間を限度に1年間ずつ更新することができる。

なお、営業開始の際に、乙は、甲に営業開始の申し入れをすること。

(貸付条件・貸付料等)

第5条 乙は、「千葉県道路公社一宮休憩所営業事業者募集要項」に掲げる条件等を遵守した上で、次の各号によって算出した額の合計額を甲に納付する。

- (1) 営業施設貸付料として毎月 円 (消費税及び地方消費税含む)
- (2) 貸付料は営業開始日から発生し、1ヶ月に満たない場合は、日割りにより計算するものとする。
- (3) 電気料金、水道料金は使用量(メーター読み)による額(消費税及び地方消費税含む)

(貸付料の改定)

第6条 甲は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、この契約が更新されるときに、貸付料を乙と協議して改定することができる。

- (1) 甲の営業施設に係る修繕費、店舗総合保険料、公租公課その他甲の負担する費用が増加し、そのために貸付料が不相応であると甲が認めたとき。
- (2) 営業施設を建替え(移築を含む。以下同じ。)をし、そのために貸付料が不相応であると甲が認めたとき。
- (3) 周辺状況の変化等によって乙の売上高又は営業に要する費用が増減し、そのために貸付料が著しく不相応であると甲が認めたとき。

(販売品目及び価格)

第7条 乙は、販売しようとする品目及びその価格について、あらかじめ甲と協議するものとする。これを変更するときも同様とする。

2 甲は、販売品目及び価格が適正を欠くと認めたときは、乙に対し販売の停止及び価格の変更を求めることができる。

(貸付料等の納付)

第8条 乙は、毎月の貸付料を甲の請求により、翌月末までに甲の指定する 金融機関の口座に払い込むものとする。

2 乙は、第5条第3号の電気料、水道料金は甲の請求により、翌月末までに前項の口座に払い込むものとする。

ただし、特別な理由があり、公社が承認した場合については上記納入期限を変更できるものとする。

3 乙は、前2項の期日後の納付については、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた延滞料を支払わなければならない。

(契約保証金)

第9条 保証金は、金 〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(営業時間)

第10条 営業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。ただし、甲の承認を得て変更することができる。

(営業報告)

第11条 乙は、参考資料として、毎月の売上収入報告書を翌月10日までに甲に提出すること。

(会計記録・財務諸表の提出)

第12条 乙は、営業施設の営業にかかるすべての会計帳簿、会計書類、その他の証拠書類（以下「会計記録」という。）を整備し、保存しておくものとする。

2 乙は、乙の決算期毎に営業施設の営業にかかる財務諸表をすみやかに甲に提出しなければならない。

(責任者の届出)

第13条 乙は、営業開始前に現場営業責任者、衛生管理者及び火気取締責任者を定め、甲に報告しなければならない。変更があったときも同様とする。

(広告等の表示)

第14条 乙は、営業施設の内部及び周辺において、広告物を掲示する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(保守)

第15条 乙は、営業施設を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙が善良なる管理者の注意を怠ったため、甲及び第三者に損害を与えたとき、乙がその損害の一切を補償する。

(営業施設の改良等)

第16条 甲は、営業施設の改良等を行うときは、その時期及び施工内容等について乙と協議するものとする。

2 乙は、乙が甲の承認を得て設置した設備、機器及び備品を改良又は取り替えようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(免責事項)

第17条 甲は、甲の責に帰さない天災、火災、盗難又は設備の故障による損害については、乙に対してその責を負わない。

(営業施設の修繕)

第 18 条 営業施設を修繕する場合の負担区分は、次のとおりとする。ただし、これにより難しいものについては別途協議して定める。

(1) 甲が負担するもの

甲の建設にかかわる営業施設本体の自然的消耗及び天災地変その他、乙の責に帰することができない事由により生じた破損、又は故障の修繕費。

(2) 乙が負担するもの

上記以外の軽微な維持及び軽微な修繕費用。

営業施設の内、厨房施設等の更新並びに修繕費用。

2 前項の修繕等を行おうとする場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(環境保全)

第 19 条 乙は、自己の管理する営業施設及びその周辺において、発生するゴミ等の廃棄物（特に空き缶、容器）の回収に留意し、常に清潔で快適な環境の保全に努めなければならない。

(営業施設以外の管理)

第 20 条 営業施設以外の附帯するトイレの清掃については、乙が毎日 1 回以上清掃し、清潔に保つこととする。

なお、トイレットペーパー等消耗品についても乙で補充するが、その補充品については甲が用意することとする。

また、営業施設以外の駐車場及び附帯するトイレにおける不具合等を発見又は利用者からの通報等があった場合は、甲又は管理事務所へすみやかに報告し、営業施設以外の駐車場及び附帯施設の保全に協力しなければならない。

(禁止事項)

第 21 条 乙は、次にかかる行為をしてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(1) 当該営業の一部又は全部をいかなる方法、名称によらず第三者に行わせること。

(2) 営業施設の改良及び形状を無断で変更すること。

(保健衛生)

第 22 条 乙は、関係法令に基づき営業施設の施設、設備、器具、什器備品並びに販売品目並びに従業員の保健衛生に万全の注意を払わなければならない。

(健康診断及び罹病)

第 23 条 乙は、従業員の健康診断を年 1 回以上定期的に行わなければならない。

2 乙は、従業員が精神障害又は法定伝染病及び届出伝染病にかかったとき、もしくは

伝染病の保菌者の決定を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(異常・異変時における協力)

第24条 乙は、営業施設並びに周辺施設、道路の損害、異常気象、交通事故犯罪事件等道路管理上重大な事象の発生を予知又は、発見した場合は、直ちに甲に連絡すると共に関係行政機関、団体に通報する等適切な措置を講じなければならない。

(立入調査及び検査)

第25条 甲は、次のことについて、営業施設に立ち入り調査又は検査をすることができる。

(1) 甲は、必要があると認めるときは、営業施設内に立ち入り、営業施設、営業のために使用する設備、機器、什器備品の管理、衛生の保全状況、従業員の保健衛生状況、食品の衛生状況及び販売商品等の品質の状況並びにお客様の利便の確保のために必要な事項について調査又は検査をすることができる。

(2) 甲は、定期又は、随時に会計記録について、検査を行うことができる。

2 乙は、甲の行う調査・検査に協力しなければならない。

(行政庁による検査等の結果報告)

第26条 乙は、消防署、保健所等による検査等があった場合には、甲に対し、すみやかに文書によりその詳細を報告しなければならない。

(通知及び報告の義務)

第27条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し事前に通知するとともにその手続完了後、すみやかに文書により甲に報告しなければならない。

(1) 商号を変更しようとする場合

(2) 他の会社と合併しようとする場合

(3) 資本を減少しようとする場合

(4) 事業の全部若しくは重要な一部を他に譲渡し、又は休止しようとする場合

2 乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に対し、すみやかに文書により報告しなければならない。

(1) 代表者に変更があった場合

(2) 本店所在地を変更した場合

(3) 定款を変更した場合

(4) この契約に基づく業務に関する乙の組織に変更があった場合

3 前2項の定め以外に、この契約の適正な履行を確保するため、乙に対しいつでもこの契約に基づく業務に関する必要な事項について報告を求めることができる。

この場合、乙は、遅滞なくこれに応じなければならない。

(指示)

第 28 条 甲は、次に掲げる事項について、乙に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(1) 販売品目又は価格が事情の変化により適正を欠くと認められるとき。

(2) 第 25 条の規定により、立入調査又は検査の結果、改善を要すると認められるとき。

(3) 前各号のほか、本契約に違反していると認められるとき。

2 乙は、前項各号による指示を受けたときは、ただちに所要の措置を講ずると共に可及的速やかにその改善策及び結果について、文書により報告しなければならない。

(営業の休止)

第 29 条 甲は、道路閉鎖その他必要があると認めたときは、乙に対して営業を休止させることができる。この場合、甲は、乙に対し損害賠償の責を負わない。

2 乙は、やむを得ない事由により営業の全部又は一部を休止する場合は、あらかじめ文書により甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、乙が前項の規定により営業を休止する場合又は法令の規定に基づき行政庁から業務の停止を命じられた場合においては、当該営業の休止又は停止の期間中、臨時に乙以外の者に営業を行わせることができる。

(営業施設の滅失)

第 30 条 天災地変その他の不可抗力又は甲乙双方の責に帰すことのできない事由により営業施設が滅失し、乙がこの契約に基づく営業を行うことができなくなったときは、甲は、相当の期間内に当該営業施設の建替えをするか否かを決定するものとする。

2 前項の場合において、甲が営業施設の建替えを決定したときは、当該営業施設において乙が営業を行うことができるようになるまでの間、甲は仮設営業施設における営業その他の態様による営業を乙に行わせることができる。この場合の営業の内容、営業時間、貸付料及びその他必要な条件については、この契約の定めにかかわらず、甲乙協議して定めるものとする。

3 第 1 項の場合において、甲が営業施設の建替えをしないことを決定したときは、この契約はその時に終了する。

(解約の申入れ)

第 31 条 乙の都合により契約期間内に本契約を解約しようとするときは、3ヶ月前に甲に対し、その旨を文書で申入れなければならない。

2 甲は、営業施設存置の必要を認めがたいと判断したとき、又は営業施設の存置が不可能となったときは、いつでもこの契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対し損害賠償の責を負わない。

(解除)

第 32 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が営業施設を業務以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が銀行取引停止処分を受けるなど、経営・財産状態が悪化したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき。
- (3) 乙が営業に関し、法令の規定に違反して処罰に処せられ、又は行政庁から許可等を取り消されたとき。
- (4) 乙が貸付料及びその他公社が指定する使用料等を納付しないとき。
- (5) 名称のいかんを問わず、乙の経営主体に実質的な変更があったと認められるに足りる相当の事由が生じたとき。
- (6) 乙が社会的評価を失墜したと認められるに足りる相当の事由が生じたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この契約の定めに違反するなどして、乙に業務を継続させることができないと認められるに足りる相当の事由が生じたとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 32 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前各項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

(違約金)

第 33 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、この場合において、甲に違約金の額を越える損害が生じた場合は、乙は、違約金に代えて、その損害を甲に賠償しなければならない。

本条による違約金については、契約保証金をもって充当することができる。

(1) 第 32 条の規定によりこの契約が解除された場合は、前月の貸付料の 2 倍に相当する額、または、毎月の貸付料の 2 倍に相当する額の範囲内で甲が定めた額。

(営業施設の明渡し)

第 34 条 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約を解除されたとき、もしくは解約したときは、甲の指定する日までに営業施設を明渡ししなければならない。

2 乙は、前項により営業施設を明渡すときは、乙の設置した物件を撤去しなければならない。

ただし、甲が残置することを認めた乙の設置物件等については、この限りではない。

(明渡し遅延に伴う損害賠償)

第 35 条 乙は、第 34 条第 1 項の規定に基づく営業施設の明渡しをしないときは、甲が指定した日の翌日から明渡し完了の日までの日数に、貸付料を日割り換算して乗じて得た額の 3 倍に相当する額の損害を賠償しなければならない。

(協議事項)

第 36 条 この契約並びに営業施設の解釈について疑義を生じたとき又はこれに定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。



上記契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区中央二丁目5番1号  
千葉県道路公社  
理事長 神作秀雄

乙

営業施設に関する修繕等の負担区分について

営 業 施 設	
公社負担	営業者負担
建物（内外装） 冷暖房設備 換気設備 基本照明器具 電気、ガス、水道等配線・配管	〔厨房施設〕 作業台、シンク、冷蔵庫、食洗機、製氷機、グリル、フライヤー、湯煎麺釜、フリーザー、コンロ等 〔食堂〕 テーブル、イス等

(第7条)

年 月 日

千葉県道路公社  
理事長 様

住所又は所在地

商号名称  
代表者名 印

### 物販品価格表について

物販品価格について、下記のとおり提出します。

記

番号	品目	価格 (円)	番号	品目	価格 (円)
1			19		
2			20		
3			21		
4			22		
5			23		
6			24		
7			25		
8			26		
9			27		
10			28		
11			29		
12			30		
13			31		
14			32		
15			33		
16			34		
17			35		
18			36		

(第 10 条)

年 月 日

千葉県道路公社  
理事長 様

住所又は所在地

商号名称  
代表者名 印

九十九里有料道路一宮休憩所の営業時間の変更について

九十九里有料道路一宮休憩所の営業時間を、下記のとおり変更したいので承認くださるようお願いいたします。

記

1. 営業時間

変更後：午前 時から午後 時まで

変更前：午前 時から午後 時まで

2. 変更予定日

年 月 日

(第13条)

年 月 日

千葉県道路公社  
理事長 様

住所又は所在地

商号名称

代表者名

印

九十九里有料道路一宮休憩所の責任者について（報告）

九十九里有料道路一宮休憩所の責任者について、下記のとおり選任したので報告します。

記

1. 現場営業責任者
2. 衛生管理者
3. 火気取締責任者